

金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務 仕様書

1. 業務目的

本業務は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、金武町の事務事業によって発生する温室効果ガス発生量を削減するための金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定することを目的とする。

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年1月16日（金）まで

3. 業務内容

（1）金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定に向けた検討

①温室効果ガス排出状況調査・分析

本町の事務事業に係るエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を算定・分析すること。また、温室効果ガス排出状況等から計画策定に向けた課題を抽出し、整理すること。

②温室効果ガス削減目標と取組施策の検討

温室効果ガスの排出削減に向けて、温室効果ガスの削減目標値を検討すること。
また、温室効果ガス排出削減目標の実現に向けた施策を検討すること。

（2）地球温暖化対策実行計画（案）の作成

（1）の調査結果をもとに、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に則り、金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定すること。

4. 成果品の提出

（1）成果品は次のとおりとする。（紙媒体及び電子媒体）

- ・業務報告書 A4版 2部
- ・第3次金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 本編
- ・第3次金武町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 概要版
- ・業務に用いた統計資料及び参考資料
- ・上記データを格納した電子データ 一式

5. 業務の実施体制

受注者は、環境行政に精通した担当者を複数名配置し、町と円滑に連携できる体制を整えるものとする。

6. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、本町総合計画及びその他計画等と重要な関連性を担うこ

とから町及び担当課（担当者）との連絡を密にするように努めるとともに、月に1回程度は町担当者との進捗確認を対面にて実施するなど、本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

7. その他

- （1）本業務の実施に際しては、町の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- （2）本仕様書に記載されていない内容については、本町の担当者との協議の上定める。
- （3）本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び町から提供を受けた資料については本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- （4）金武町情報公開条例及び個人情報保護条例を遵守すること。
- （5）受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。

8. 連絡先（担当） 金武町役場 住民生活課 生活環境係（山城）

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

TEL : 098-968-2460 FAX : 098-968-3283

MAIL : motohiro_398@town.kin.lg.jp